

（「更生保護のあり方を考える有識者会議」でのヒアリング）説明

平成18, 1, 26  
矯正局成人矯正課長 澤田健一

1 矯正施設の状況

- (1) 受刑者 過剰収容, 高齢受刑者等の増加
- (2) 少年院在院者 高率収容

2 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（本年5月までに施行）

(1) 処遇の個別化の原則（「受刑者の処遇は, その者の資質及び環境に応じ, その自覚に訴え, 改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。」(同法第14条)）

ア 矯正処遇の義務付け（同法第61条）

—改善指導（薬物依存離脱指導, 暴力団離脱指導, 性犯罪再犯防止指導, 被害者の視点を取り入れた教育, 交通安全指導, 就労支援指導等）

イ 「制限の緩和」（同法第65条）

—開放的施設, 外部通勤

外出及び外泊（「更生保護に係るのある者を訪問」（同法第85条））

ウ 優遇措置（同法第66条）

- (2) 関係機関, 社会との連携（同法第67条）

3 仮釈放申請（犯罪者予防更生法第29条）までの手続

「仮釈放及び保護観察等に関する規則」（法務省令）

4 「矯正と保護の連携」の一層の強化（矯正からの要望）

- (1) 仮釈放の適切かつ弾力的な運用
  - 駐在保護観察官の拡充（行刑改革会議提言第4の1（8）ア）
- (2) 更生保護施設の充実
- (3) 満期釈放者等の保護—社会福祉施設等との連携
- (4) 仮釈放者の情報のフィードバック
- (5) 被害者に関する情報の充実—「被害者の視点を取り入れた教育」
- (6) 少年院在院者に対する保護司の面接の活発化